

委託業務特記仕様書（令和6年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあっては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超える500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。

（1） ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
 - (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

(W e b会議【発注者指定型】)

第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「W e b会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「W e b会議実施要領」を適用する。

- 2 W e b会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

W e b会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

(W e b検査【発注者指定型】)

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「W e b検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「W e b会議実施要領」を適用する。

- 2 W e b検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

W e b会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

(情報共有システム活用業務【受注者希望型】)

第9条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

(本業務の特記仕様事項)

第10条 本業務における特記仕様事項は、別紙「水理検討業務仕様書」のとおりとする。

水理検討業務仕様書

1. 業務概要と目的

本業務は、水害リスク情報のない中小河川を対象に、「小規模河川の氾濫推定図作成の手引き」、「洪水浸水想定区域図作成マニュアル」及び「中小河川洪水浸水想定区域図作成の手引き」(以下、手引き等)に基づき、県内の県管理河川について、想定最大規模の降雨を対象に氾濫解析を実施し、浸水想定図等の作成を行うとともに、各種関連データを作成・整理するものである。当該、浸水想定図等は、今後、水害リスクの啓発など、防災業務への活用を目的としている。

2. 業務内容

2.1. 浸水想定図等作成業務

「手引き等」に基づき、業務対象となる地域内の県管理河川の浸水想定図等の作成を行う。

2.1.1 泛濫水理モデルの作成・検証

- ・ 対象河川の氾濫状況に対する適用性、氾濫解析から得られる情報の種類、洪水流
 - ・ 泛濫流の現象・特性の再現性及び解析に要する労力・時間等の観点から、適切な氾濫解析手法を選定して、氾濫水理モデルを作成する。
 - ・ 河道・氾濫原の水位計算方法については、河川の状況、地形条件等を考慮し、対象とする河川の氾濫形態に応じて、氾濫状況を勘案し計算する。
 - ・ 泛濫想定地点の設定については、浸水域の最大浸水深を捉える必要があることから、氾濫ブロック毎に、区間上流端、氾濫流が最大となる箇所や脆弱箇所などを勘案し、氾濫ボリュームが大きくなる箇所を設定する。
 - ・ 土地利用細分メッシュデータ（国土交通省国土政策局）等用い、設定した浸水範囲におけるメッシュデータを整理する。
 - ・ 「手引き等」に基づき、対象範囲の状況を適切に表現し得る条件設定を行うこと。
- ①堤防の破堤条件
②河道出発水位の設定
③計算領域、メッシュスケールの設定（25mメッシュを目安に実施）
④地盤高の設定（5mDEM等を基本、メッシュ内の土地標高を代表しない点を除く）
⑤粗度係数、空隙率、透過率等の設定
⑥溢水・越水の条件
⑦連続盛土等の設定
⑧計算時間間隔及び計算時間の設定
 - ・ 泛濫原及河道形状のモデルは、国土地理院5mDEM等の航空レーザー測量データや、河川の測量データ等から作成するが、氾濫計算手法に対し、作成されたデータの精度が劣る場合は、簡易測量の実施によってデータ修正を行う。

2.1.2 泛濫解析の実施

- ・ 検討ケースは、2.1.5で泛濫想定箇所（破堤想定箇所）を設定した場合、泛濫想定箇所の数だけ行うものとする。
- ・ 泛濫想定箇所（破堤想定箇所）の設定に関わらず、破堤なしのケースも実施する。

2.1.3 浸水継続時間の算出

- ・浸水継続時間の明示が必要な河川を選定し、2.1.7で解析を実施する際に浸水継続時間を併せて算出する。

2.1.4 浸水想定図等の作成

- ・上記の浸水解析結果等をもとに、「手引き等」に基づき、最大の浸水区域及び浸水深および浸水継続時間を設定し、浸水想定図等の原案を作成する。
- ・対象となる河川に、既に洪水浸水想定区域図、ダム下流浸水想定図が策定・公表されている区間がある場合は、その連続性も考慮し作成する。
- ・浸水想定図等は、「手引き等」を参考に、浸水域及び浸水深等のほか、浸水想定の前提となる降雨等の条件を明示するものとする。
- ・浸水解析及び浸水想定図等の作成等に使用・作成したデータ及び洪水ハザードマップ作成に必要なデータ等を、「浸水想定区域図データ電子化ガイドライン（第4版）」等に準拠して作成する。

2.1.5 浸水範囲内の被害状況等の把握

想定された浸水範囲における人口等の統計情報や災害拠点施設、要配慮者利用施設等の各種重要施設お浸水状況、影響規模を調査しとりまとめる。また、市町村説明資料等、関係機関説明資料の作成を行う。

2.1.6 報告書等の作成

業務の目的を踏まえ、各段階で作成された成果を基に、業務の方法、過程、結論について記した報告書等を作成する。

2.1.7 打合せ協議等（他地域の浸水想定図作成業務との連携及び打ち合わせ協議）

- ・当該業務については、他地域の業務と統一した方針で行う。また、他地域の業務と統一した方針が必要となった場合は、発注者と協議し、発注者より統一した方針を示す。
- ・打合せ協議は原則として、次の時点で実施する。ただし、その他にも電話連絡等により発注者の意図が十分反映できるように配慮する。

業務着手時 1回

業務中間時 1回

成果納入時 1回

2.1.8 その他

本業務対象区間において、先行して「R5三土 鮎苦谷川他 三・池田白地他水理検討業務」を発注済である。このため、本業務を進めるうえで、先行業務との十分な連絡調整を行うこと。